

高松市保育所等キャッシュレス決済導入業務委託に係るプロポーザルに関する質問及び回答

No.	該当資料名	頁	該当項目	質問内容	回答内容
1	高松市保育所等キャッシュレス決済導入業務委託プロポーザル実施要領	5	6 参加表明 (1) 提出書類 オ	類似の業務実績ですが、契約年月日、自治体名、業務名、金額等がわかるもので良いでしょうか。また、金額につきましては、非公開の自治体もございますが、非公開の場合でも類似案件として記載して良いでしょうか。	1. 項目について 契約年月日、契約の相手方、業務名、業務内容、金額等の情報が客観的に分かる資料（契約書の写し等）を添付してください。 2. 金額について 非公開等の理由により金額の記載を控えたい場合は、当該箇所をマスキングした状態で提出いただいて差し支えありません。ただし、類似の業務であることを審査するため、契約の相手方や業務内容が判断できる資料を添付してください。
2	高松市保育所等キャッシュレス決済導入業務委託プロポーザル実施要領	10	11 契約の締結 (2) 契約保証金	高松市契約規則第24条各号を確認しました。(4) 契約者が、過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。→こちらは提出書類オ：類似実績で示した自治体(2年以内)で履行完了してございましたら、契約保証金は免除でよいでしょうか。	高松市契約規則第24条第4号では、「契約者が、過去2年の間に国（独立行政法人及び公社を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」と定めています。したがって、実績があることに加え、契約を履行しないおそれがないと本市が認めた場合にのみ、契約保証金の免除が可能となります。
3	高松市保育所等キャッシュレス決済導入業務委託仕様書	4	7-5 (3) 端末の操作研修	研修方法や実施回数により費用が異なります。よりよい手法を提案したいと考えますが、最低限の必要回数をご提示ください。	実施回数に指定はありません。全ての施設で円滑に運用を開始できるよう、最も効果的かつ効率的と思われる内容で御提案してください。
4	高松市保育所等キャッシュレス決済導入業務委託プロポーザル実施要領	5	6 参加表明 (1) 提出書類 オ	類似業務を受託・履行した実績を有していることが分かる資料とありますが、こちらは契約書の写し等資料が必要でしょうか？弊社書式にて一覧表を作成する形でよろしいでしょうか？弊社書式で作成可能な場合、必要項目をご教示ください。	契約年月日、契約の相手方、業務名、業務内容、金額等の情報が客観的に分かる資料（契約書の写し等）を添付してください。
5	高松市保育所等キャッシュレス決済導入業務委託プロポーザル実施要領	10	11 契約の締結 (2) 契約保証金	契約保証金が必要と判断されるタイミング、返金のスケジュールを教えてください。ことは可能でしょうか。弊社の場合、社内決裁の兼ね合いもあり保証金の準備に時間を要しますので確認となります。	契約保証金の納付の要否については、契約者の決定後、契約締結前までに判断します。返還の時期については、本業務の検査終了後、契約者から契約保証金の還付請求書の提出を受けて、返還することとなります。
6	高松市保育所等キャッシュレス決済導入業務委託仕様書	3	7-2 調達機器等の仕様 (1) キャッシュレス決済端末 オ	定額小為替等、現金以外での取引（手入力）が可能かつ、集計において明確にわかること。とありますが、現金、キャッシュレス以外の定額小為替や地域通貨など、支払手段が明確に表示（集計）できる必要があるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。